

(社) 日本原子力学会 標準委員会
第 40 回 原子燃料サイクル専門部会 (FTC) 議事録

1. 日時 2009 年 10 月 15 日 (木) 10:00～11:40

2. 場所 (独) 原子力安全基盤機構 別館 11A, 11B 議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略) (開始時)

(出席委員) 田中 (部会長), 井口, 猪俣, 内山, 加藤(正), 川上, 坂下, 仲神, 中島, 木村, 深澤, 中津(10:10～出席), 前川 (13 名)

(代理出席委員)

片寄 (阿部代理), 櫻井 (有江代理), 武部 (高橋代理), 中居 (金木代理), 田村 (新堀代理), 東 (浦上代理), 山本 (森山代理) (7 名)

(欠席委員) 駒田 (副部会長), 加藤 (和) (幹事), 有富, 大久保, 小佐古, 近藤, 白井(7 名)

(常時参加者) (0 名)

(欠席常時参加者) 菊池, 宮川 (2 名)

(説明者) 川上 (リサイクル燃料貯蔵分科会) (1 名)

(傍聴者) 池田, 鯉淵 (2 名)

(事務局) 谷井

4. 配付資料

FTC40-1 第 39 回原子燃料サイクル専門部会議事録(案)

FTC40-2 人事について(専門部会)

FTC40-3-1 第 38 回標準委員会 (2009 年 9 月 11 日) コメント対応について

「使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準(改定案)」

FTC40-3-2 「使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準：200〇」(改定案) (「使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準：2008」との比較を含む。)

FTC40-3-3 「使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準：200〇」(改定案)

参考資料

FTC38-参考1 原子燃料サイクル専門部会委員名簿

5. 議事内容

(1) 出席者の確認

開始時, 27 名の委員のうち, 代理委員を含め 19 名の出席があり, 成立に必要な委員数

(18名)を満足している旨が事務局から報告された。

(2) 前回議事録の確認

前回議事録 (FTC40-1) が承認された。

(3) 人事について(専門部会人事)

事務局から、FTC40-2 に沿って、有江 和夫氏 ((株)東芝) の退任が報告され、その後任として、櫻井 次郎氏 ((株)東芝) が推薦されている旨の説明があり、挙手による採決の結果、選任されることが承認された。

また、仲神委員の再任が承認された。

(4) ”使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準：(改訂案)”の標準委員会コメント対応について(報告)

リサイクル燃料貯蔵分科会の川上氏から、FTC40-3 に沿って、標準案”使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準(改訂案)”に対する標準委員会コメント対応案について報告があった。

続いて、標準委員会コメント対応案について審議され、以下の質疑の結果を反映することが決議された。

- ・本標準は事業所内輸送の金属キャスクに適用できるのか。
→事業所内輸送の金属キャスクには適用しない。しかし、事業所外輸送する金属キャスクは、事業所外輸送の前後に事業所内輸送がある場合や、事業所内の輸送であっても事業所内輸送の適用除外の場合もある。このことは、解説図2で説明している。
- ・“ゆるい”という言葉は標準の言葉ではない。
→事業所内輸送は事業所外輸送より条件がゆるいと考える。従って、“規制が緩く”(p. 206 上から2行目)という表現をした。
- ・“妨げるものではない。”(p. 206 上から4行目及びp. 206 上から9行目)という表現はわかりにくい。
- ・“本標準は事業所外輸送、事業所内輸送とも適用できる。”に変えてはどうか。
- ・“事業所内輸送の技術要件は事業所外輸送の技術要件に包含される。”に変えてはどうか。
- ・本体の適用範囲に事業所内輸送についても明確に記載してはどうか。
- 記載しない。この標準を事業所内輸送の金属キャスクに使うかどうかは、標準を使う側の判断である。
- ・本標準は発電所外中間貯蔵施設に置く金属キャスクを適用対象として作成されたもので、それ以外のキャスクへの適用については、本体の適用範囲に本来記述すべき。そもそも、解説への追加記載自体が必要ないのではないか。
- ・以上の質疑を経て、p. 205 下から5行目～p. 206 上から9行目を以下に簡潔化する。
“この標準は、中間貯蔵施設用の金属キャスクが事業所外輸送にも適合するために必要

な安全設計及び検査基準を規定している。

また、この標準は、燃料詰替施設を持たない中間貯蔵施設で貯蔵することを前提として、金属キャスクの安全設計及び検査基準を規定しているが、この標準を適用した金属キャスクは、発電所内での使用済燃料の貯蔵にも基本的に使用できる。“

その他

- ・“設計評価期間中に水素化再配向により燃料被覆管の機械的特性が劣化しない条件で貯蔵する”（M0.3 水素化物再配向による制限 p.143 上から2行目～3行目）は規定内容であり、附属書の内容になじまないため、規定である M.2 水素化物再配向による制限（p.133 下から14行目～15行目）に追加記載し内容を修正する。

ただし、注※（M0.3 水素化物再配向による制限 p.143 上から4行目～14行目）は残す。

- ・標準には、ユーザフレンドリな標準と、規則通りの標準との2つのタイプがある。ユーザフレンドリの観点からは、附属書F（参考）は有用と思われる。
 - ・手続きについて確認したい。本報告時における標準委員会でのコメントの処置にあたって、本専門部会での審議の位置づけはどうなっているのか。これまで、標準委員会への本報告時におけるコメントの処置は、当該コメントへの対応も含めて書面投票の決議がなされるのが通例であったと思う。専門部会では書面投票後に全てのコメントへの対応案について審議してきた。今回、標準委員会の書面投票前に、先般専門部会書面投票で決議した標準案について再度審議をするのは、前回の専門部会の決議は無効になるのか。”
- 前回の決議が無効ということではない。今回は、通例のような単純な編集上の修正とするには、重い案件なので、専門部会を開催し、コメント対応案について十分な審議を行うものである。
- ・標準委員会を開催し、審議結果を説明する必要はないのか。
- なし。コメント対応案を標準委員会のメール審議に添付することで対応する。
- ・標準委員会でコメントされた委員に対する説明の必要はないのか。
- メール審議で対応できるものとする。

6. 今後の予定

次回は12月2日（水）午後からと仮決めされた。

以上